事 務 連 絡 令和7年6月20日

各 検疫所 御中

健康 · 生活衛生局食品監視安全課

「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」の 一部訂正について

今般、標記について、消費者庁食品衛生基準審査課長から、別添のとおり各 都道府県衛生主管部(局)長等宛てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

事 務 連 絡 令和7年6月20日

(別記) 御中

消費者庁食品衛生基準審査課

「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」の 一部訂正について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部(局)長等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

(別記)

公益社団法人日本食品衛生協会

一般社団法人食品衛生登録検査機関協会

クロップライフジャパン

一般財団法人食品産業センター

畜水產品残留安全協議会

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会

- 一般社団法人全国農業協同組合中央会
- 一般社団法人大日本水産会

公益社団法人日本食肉協議会

一般社団法人日本食肉加工協会

公益社団法人日本食肉市場卸売協会

一般社団法人日本畜産副産物協会

全国食肉生活衛生同業組合連合会

公益社団法人畜産技術協会

全国食肉事業協同組合連合会

一般社団法人日本食鳥協会会長

全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会

日本羊腸輸入組合

日本食肉輸出入協会

日本ゼラチン・コラーゲン工業組合

日本ハム・ソーセージ工業協同組合

日本エキス調味料協会

一般社団法人日本卵業協会

全国漁業協同組合連合会

日本鰻輸入組合

一般社団法人全国発酵乳乳酸菌飲料協会

全国農協乳業協会

一般社団法人日本乳業協会

全国乳業協同組合連合会

一般社団法人日本アイスクリーム協会

チーズ普及協議会

日本輸入チーズ普及協会

一般社団法人全国清涼飲料連合会

公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会

一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会

一般社団法人全国ローヤルゼリー公正取引協議会

日本ナッツ協会

油糧輸出入協議会

飼料輸出入協議会

公益社団法人農林水産·食品産業技術振興協会

日本チェーンストア協会

一般社団法人日本百貨店協会

日本生活協同組合連合会

主婦連合会

- 一般社団法人全国消費者団体連絡会
- 一般社団法人日本食品添加物協会

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

- 一般社団法人日本栄養評議会
- 一般社団法人日本健康食品規格協会

公益社団法人日本通信販売協会

- 一般財団法人医療経済研究·社会保険福祉協会
- 一般社団法人健康食品産業協議会

印刷インキ工業会

エンプラ技術連合会

可塑剤工業会

合成樹脂工業協会

シリコーン工業会

軟包装衛生協議会

ウレタンフォーム工業会

ウレタン原料工業会

一般社団法人日本ゴム工業会

日本スチレン工業会

日本製缶協会

日本接着剤工業会

日本プラスチック日用品工業組合

日本ポリエチレン製品工業連合会

日本ポリオレフィンフィルム工業組合

日本ポリプロピレンフィルム工業会

発泡スチレンシート工業会

PETトレイ協議会

PETボトル協議会

ポリカーボネート樹脂技術研究会

- 一般社団法人日本ゴム協会
- 一般社団法人日本乳容器 · 機器協会
- 一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会
- 一般社団法人日本冷凍食品協会
- 一般社団法人日本惣菜協会
- 公益財団法人日本食品油脂検査協会
- 一般財団法人化学研究評価機構食品接触材料安全センター
- 発泡スチロール協会
- 一般社団法人日本電機工業会
- 一般社団法人日本食品機械工業会
- 日本バイオプラスチック協会
- 一般社団法人日本塗料工業会
- PETボトルリサイクル推進協議会
- 日本スチレン工業会
- 日本製紙連合会
- 一般社団法人日本弗素樹脂工業会
- 創包工学研究会
- 日本プラスチック工業連盟
- 公益社団法人日本包装技術協会
- 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
- 全折食品容器連合会
- 内閣府食品安全委員会事務局情報·勧告広報課
- 厚生労働省健康・生活衛生局 食品監視安全課
- 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課
- 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課
- 農林水産省消費 安全局食品安全政策課
- 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
- 農林水產省畜產局牛乳乳製品課
- 経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ資源循環経済課
- 経済産業省製造産業局素材産業課
- 経済産業省製造産業局生活製品課
- 経済産業省商務情報政策局情報産業課
- 環境省環境再生 · 資源循環局総務課

消食基第 416 号 令和7年6月 20日

 名
 都 道 府 県

 保健所設置市
 衛生主管部(局)長 殿

 特 別 区

消費者庁食品衛生基準審査課長 (公印省略)

「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」の 一部訂正について

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)における器具若しくは容器包装又はこれらの原材料に係る規格基準等の適合のために用いる試験法、試験を実施する上で留意すべき事項及び器具及び容器包装に関する分析法の性能評価の手引き等については、「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」(令和7年5月30日付け消食基第362号消費者庁食品衛生基準審査課長通知)でお示ししてきたところですが、その内容の一部に誤りがあったことから、下記のとおり訂正いたします。

つきましては、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないよう配意をお願いします。

記

正	誤
別添	別添
器具及び容器包装に関する試験法	器具及び容器包装に関する試験法
第3章 溶出試験法	第3章 溶出試験法
カプロラクタム試験法	カプロラクタム試験法
1.・2. (略)	1. •2. (略)

- 3. 分析法
- 1) (略)
- 2) 試薬・試液等
- (1) (略)
- (2)標準原液

カプロラクタム標準原液 カプロラクタム 1.5 g を量り、20vol%エタノールに溶かして正確 に 1,000mL とする。本液 1 mL はカプロラクタム 1.5mg を含む。

- 3. 分析法
- 1) (略)
- 2) 試薬・試液等
- (1) (略)
- (2)標準原液

カプロラクタム標準原液 カプロラクタム 1.5 g を量り、20vol%エタノールに溶かして正確 に 1,000mL とする。本液 1 mL はカプロラクタム <u>15mg</u>を含む。

以上